

旅行商品造成促進業務公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の概要

(1) 委託業務名

旅行商品造成促進業務

(2) 委託業務の内容

別添「旅行商品造成促進業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託業務の履行期間

令和2（2020）年4月1日（水）から令和3（2021）年3月31日（水）まで

(4) 委託契約金額の上限

2,585,770円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 事業目的

観光地としての栃木県のイメージの定着と継続的な観光客の周遊促進及び地域経済の活性化を図るため、新たな旅行商品となり得る観光商品の企画・開発を行うとともに、全国展開の旅行会社、OTA等への戦略的な販売プロモーションを実施することを目的とします。

(6) 担当部局及び書類提出先等

事務局

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号（栃木県庁舎本館6階南側）

「本物の出会い 栃木」観光キャンペーン推進協議会

（事務局 栃木県産業労働観光部観光交流課 デスティネーションキャンペーン推進班

（担当：大野））

電 話 028-623-3305

F A X 028-623-3306

E-Mail kanko@pref.tochigi.lg.jp

受 付 土日・祝祭日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

ただし、面接による場合は、あらかじめ担当者宛て予約をしてください。

2 旅行商品造成促進業務公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の参加資格

参加者は、次の全ての要件を満たすものとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 参加表明書及び企画提案書の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名期間中でない者であること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）

く。)でないこと。

3 プロポーザル実施の手続き

(1) スケジュール

ア 募集要領等の公表	令和2(2020)年3月5日(木)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和2(2020)年3月11日(水)正午必着
ウ 質問に対する回答	令和2(2020)年3月13日(金)
エ プロポーザル参加申込受付期間	令和2(2020)年3月16日(月)15時必着
オ 企画提案書受付期間	令和2(2020)年3月26日(木)15時必着
カ 審査結果の通知・公表	令和2(2020)年3月31日(火)

(2) 実施内容等に関する質問

プロポーザルに参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書(別紙様式1)によりファックス又は電子メールにより受け付けます。

(3) 質問に対する回答

質問及び回答事項を取りまとめの上、栃木県ホームページに掲載します。

(4) 参加表明書の受付

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書(別紙様式2-1)及び参加資格確認書(別紙様式2-2)を作成し、持参又は郵送(書留郵便に限り、事務局に電話の上、到着を確認してください。)により提出してください。

なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和2(2020)年3月26日(木)15時までに、辞退届(様式任意)を提出してください。

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書を熟読の上、次のとおり作成してください。

- ① 企画提案書の用紙は、原則としてA4判とし、A3判を使用する場合には、A4判サイズに折り込んでください。枚数に制限はありませんが、カラー印刷としてください。
- ② 企画提案書の様式は任意としますが、次の内容を含めて作成してください。なお、記載順序は任意とします。

ア 具体的かつ詳細な業務遂行体制(対応人員等)、実施計画及び実施スケジュール

イ 想定する旅行商品の提案

ウ 旅行会社、OTAへの販売プロモーションの提案

エ 商品の販売・管理方法

オ 独自の提案事項(付帯提案)

本事業の効果を向上させる独自の企画を提案することとし、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含めること。

- ③ 企画提案書は1者1提案のみとします。

- ④ 企画提案書の提出部数は、正本1部、副本8部とします。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないでください。

- ⑤ 提出の際に、「本物の出会い 栃木」観光キャンペーン推進協議会(以下「協議会」という。)会長あての「見積書」正本1部(代表者印を押印)を提出してください。

なお、見積書は、必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させてください。

(6) 企画提案書の提出

- ① 提出物 企画提案書 9部（正本1部、副本8部）
見積書 9部（正本1部、副本8部）
- ② 提出期限 令和2(2020)年3月26日（木）15時までとする。
- ③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限り、事務局に電話の上、到着を確認してください。）

(7) 企画提案書等提出書類の取扱

- ① 提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めません（審査に影響を与えない軽微なものを除く）。
- ② 提出期限後において、提出書類は理由を問わず返却しません。
- ③ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがあります。

4 委託候補者の選定

参加表明書が参加要件に該当する旨を確認した後、次により審査を行います。

(1) 審査方法

企画提案書は、協議会が設置する審査委員会において、別表の審査基準により総合的に評価して順位付けを行い、1位となった参加者を契約候補者に選定します。

ただし、審査結果如何によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがあります。また、参加者が1者であった場合には、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断します。

(2) 審査基準

別表のとおりです。

(3) 審査結果の通知

審査結果については、審査後、速やかに参加者宛て通知するとともに、契約候補者の名称等を栃木県ホームページに掲載します。

なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けません。

5 契約の締結

- (1) 上記4の審査委員会において選定された契約候補者と契約締結の協議を行います。
- (2) 契約締結の協議においては、企画提案内容をそのまま実施することを約束するものではなく、企画提案書の内容の追加、変更又は削除を求めることがあります。
- (3) 契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行います。

6 失格事由

次のいずれかに該当した場合、失格になることがあります。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 必要な記載事項又は書類が欠如していた場合
- (3) 企画提案書に虚偽の内容を記載した場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

- (5) 本要領に違反すると認められる場合
- (6) その他担当者があらかじめ指示した事項に反したとき

7 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出等プロポーザル参加に要する経費は、全て参加者の負担とします。
- (2) プロポーザル及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とします。
- (3) 参加者の企画提案書の著作権は、参加者に帰属し、契約候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で協議会及び栃木県に帰属するものとします。
- (4) 企画提案書等に特許権等日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費を委託料に計上してください。また、著名人の起用を含む場合は、企画提案書に特段の記載がない限り、参加者の責任において当該著名人の起用が可能であるものとみなします。
- (5) 委託業務における制作物の著作権は協議会及び栃木県に帰属するものとします。委託契約期間終了後、協議会又は栃木県が制作物を使用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記してください。
- (6) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなします。
- (7) プロポーザル参加により、協議会及び栃木県から知り得た情報は、他者に漏らしてはなりません。

8 特記事項

栃木県議会及び協議会総会において、令和2（2020）年度当初予算が原案どおり成立しなかった場合は、委託業務の内容の変更等を行うことがあります。

附則

この要領は、令和2（2020）年3月5日（木）から施行し、契約候補者が決定した翌日にその効力を失う。